

# 女性活躍推進庁内会議設置要綱

## (設置)

第1条 庁内関係部局が連携し、女性のキャリアアップなど女性活躍推進に係る情報共有を図り、それぞれの取組のより効果的な実施や、新たな施策を検討するため、女性活躍推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 女性の就業からキャリアアップまでのワンストップ支援に関する事。
- (2) 女性の就業からキャリアアップまでの部局間連携事業に関する事。
- (3) 女性キャリアセンターの機能の見直しに関する事。
- (4) 高いスキルや豊富なキャリアを持つ女性の就業支援に関する事。
- (5) その他女性の就業からキャリアアップまでの課題に関する事。

## (組織)

第3条 会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、産業労働部雇用労働局長の職にある者をもって充てる。
- 3 副議長は、人材活躍支援課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

## (会議)

第4条 会議は、議長が招集し、主宰する。

- 2 議長は、その審議事項の内容により、委員全員の出席を求める必要がないと認めるときは、委員の一部の出席を求めて会議を開催することができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席するよう求めることができる。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (庶務)

第5条 会議の庶務は、産業労働部人材活躍支援課において処理する。

## (要綱に定めのない事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

別表

部 局 名	委 員
県民生活部	人権・男女共同参画課長
福祉部	社会福祉課長
	こども支援課長
保健医療部	医療人材課長
	健康長寿課長
産業労働部	多様な働き方推進課長
	産業支援課長
	雇用労働課長
	産業人材育成課長
農林部	農業支援課長